

平成27年度

国民健康保険料率の決定

平成27年度の保険料率は平成26年度と同一です。

保険料の金額や納入方法は、6月中旬に世帯主へ通知します。

問 保険年金課 ☎ 5084、総合支所市民福祉課、支所

国民健康保険料＝医療分＋支援分＋介護分			
	国民健康保険料(年額) ＝所得割額＋均等割額＋平等割額	最高限度額	
医療分	所得割率 9.0%	51万円	↓ 52万円
	均等割 25,920円		
	平等割 24,480円		
支援分	所得割率 2.1%	16万円	↓ 17万円
	均等割 6,120円		
	平等割 5,760円		
介護分	所得割率 2.3%	14万円	↓ 16万円
	均等割 7,680円		
	平等割 5,160円		

所得割額＝(平成26年中の総所得金額など－基礎控除33万円)×所得割率

均等割額＝1人当たりの額(均等割)×国民健康保険に加入している人数

平等割額＝1世帯当たりの額

※介護分は40歳以上65歳未満の人だけにかかりますので、今年度中に65歳になる人は、65歳になる月の前月(1日が誕生日の場合は前々月)までの分を計算します。

65歳以降は、介護保険法に基づく介護保険料が新たにかかります。

1. 保険料は世帯全員の保険料を世帯主が納めます

保険料は、住民票の世帯単位で国民健康保険に加入している人の保険料を計算したものを、世帯主が支払います。世帯主が職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入し、国民健康保険に加入していない場合も同様です。

2. 所得の申告は忘れずに

所得の申告がないと、正確な国民健康保険料の計算や、所得が一定基準以下の場合における保険料の一部軽減ができませんので申告をしてください。

3. 今年度中に75歳になる人は

平成27年度中に75歳になる人は、あらかじめ75歳になる月の前月までの国民健康保険料を算出したもので決定通知書を送付します。75歳になった翌月以降は国民健康保険料はかかりませんが、後期高齢者医療制度に基づく保険料を納めていただきます。

同じ世帯に75歳になる人以外の国民健康保険加入者がいる場合、決定通知書には75歳になる人とその他の加入者の保険料との合算額を支払い回数で割り、平均化した額を記載しています。

4. 世帯主の年金からの保険料の天引き

世帯主が国民健康保険に加入し、その世帯の国民健康保険の加入者全員が65歳以上75歳未満の場合、原則、世帯主の年金から国民健康保険料が天引きされますが、65歳になった年度や市外から転入した年度は年金からの天引きはできません。また75歳になる年度は年金からの天引きを中止し、納付書か口座振替で納めていただきます。

5. 失業等給付を受ける人は

解雇などにより会社などを離職し、65歳未満で雇用保険の失業等給付を受ける人(特定受給資格者または特定理由離職者)は、雇用保険受給資格者証を提示して申請すると保険料が軽減されます。